

「第5章 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項」改定の方針

- 現行の取扱である菅平地域管理計画（平成13年7月策定）において、須坂管理計画区及び高山管理計画区は、同じ地区として扱われている。平成22年の公園計画の点検によりそれぞれの地区に分割されたが、現時点では現行の管理計画の取扱で大きな問題は生じていない。

改定案「第5章 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項」の構成

